事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報						平成	29	年度
事業番号	141 事業名		隣保館デイサービス事	^デ イサービス事業				
担当課	中央人権	啓発センタ	ター	担当係	人権啓発係			
公人共南に見ま	施策	1	住民が主	三役のまちづく	IJ	連絡先	0858-84-	3496
総合計画に最も 関連ある施策	施策体系	2	人権尊重のまちづくり			事業区分	□新規	
対定の心心水	主な事業	人権教	で育の推進			争未应力	■継続	
	款	3	民生費			事業実施	■八頭町	
予算区分 予算区分	項	1	社会福祉	上費		主体	□その他	
了开口刀	目	2	人権啓到	をセンター費		計画期間	開始	_
	事業	141	隣保館っ	デイサービス事	業	可凹粉间	終了	_

2 事務事業の概要

2 争務争耒の	似女								
事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。								
	八頭町民(高齢者、障がい者など)								
	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。								
事業の目的	一人暮らしやふだん出歩かない高齢者の方々を支援し、健康料理教室などで、食の大切さと健康の重要性を学習し、創作活動や軽作業を楽しみながら身に付け、併せて高齢者・障がい者福祉に対する理解を深め、人権意識の確立を行う。								
	事業の規模や業務量などを具体的に記載。								
事業の内容	スポーツ、レクリエーション等の事業、日常生活訓練、創作・軽作業、健康料理教室など								
	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。								
事業の手段	各老人憩の家、集会所を利用して出張隣保館事業を開催していく。								
車業の出田	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。								
事業の成果 到達点	高齢者、障がい者の方々の自立を支援し、閉じこもりなどを防止し、人と人とのふれあいを通して、笑顔が広がり生きがいと 人権尊重意識が高まっていくこと。								
根拠法令等	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし は会福祉法(第2条第3項)、平成14年8月29日 厚生労働事務次官通知、八頭町福祉推進員設 置要綱								

3 活動指標、成果指標

		単位	事業の手段を図るものさし
	Α	回数	隣保館デイサービス事業
活動指標	В		
	С		
	D		
		単位	事業の成果、到達点を図るものさし
	Α	人数	隣保館デイサービス事業
成果指標	В		
	С		
	D		

4 コスト

区分		/	26年度	27年度	28年度		29年度		30年度
		単位	実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
	Α	口	66	66	66	62	66	69	66
活動指標	В								
/口到][日]示	С								
	D								
	Α	人	769	788	780	601	780	629	780
成果指標	В								
从木1日际	С								
	D								
トータルコスト		千円	14,351	14,295	9,693	9,497	8,093	7,968	8,218
担当職員数		人	1.0	1.0	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2
職員人件費		千円	8,000	8,000	3,200	3,200	1,600	1,600	1,600
事業費		千円	6,351	6,295	6,493	6,297	6,493	6,368	6,618
事 国庫支出金(交	付金•補助金)	千円							
業 県支出金(交付	金•補助金)	千円	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679
財 地方債(借入金	地方債(借入金) 千円								
源 内 訳 一般財源(単町費)		千円							
		千円	3,672	3,616	3,814	3,618	3,814	3,689	3,939

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 29 年度

実施活動内容(具体的に)

実施活動内容· 成果(到達点) 1人暮らしや普段外出されない高齢者の方々を対象とした健康料理教室や軽運動教室を開催し、参加者同士のコミュニケーションや健康増進等を図った。

健康料理教室やレクリエーション等を行う(支部持ち回りで開催する)ことにより、「生き甲斐」の気持ちを高めるとともに、人権意識の高揚を図った。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
	13	20	①必要性が高い	1人暮らしの高齢者や普段外出されない高齢者の方々
必要性		13	②どちらかと言えば必要性がある	に対して料理教室や軽運動教室を行い、コミュニケーショ
(町民二一ズ)	13	7	③必要性が低い	ンを取ることにより、「生き甲斐」の気持ちをもっていただ
		0	④必要性がない	くことが必要である。
TO 1/ AL		20	①町が行わないといけない	
妥当性	20	13	②どちらかと言えば町が実施	□ 同和問題の解決は行政の責務であるとともに、あらゆる人権問題の早期解決は住民福祉の向上につながるも
(町が行わなけ ればならないか)	20	7	③妥当性が低い	る人権问題の千劫解決は住民福祉の何エにうながるもしのであり、町が行うべき重要な事業である。
7016-5-5-60 13 7		0	④妥当性がない	
** **	20	20	①効率的である	
効率性		13	②どちらかと言えば効率的である	】 隣保館デイサービス事業として、3∕4補助を受け実施している事業であり、単町負担部分はあるものの、目的
(コスト削減の余 地は無いか)		7	③どちらかと言えば非効率的である	に向かってしっかりと取り組むべきものである。
25100 MC 13 7		0	④非効率的である	
緊急性	13	20	①緊急性が高い	
(他事業に優先し		13	②比較的緊急性がある	人権問題が多様化し、住民のニーズに幅広く対応しな
実施する必要が		7	③緊急性が低い	ければならない。
あるか)		0	④緊急性がない	
成 果 (目的の達成状 況)	13	20	①成果が上がっている	
		13	②どちらかと言えば上がっている	参加人数に多少ばらつきがあるものの、住民の方から
		7	③どちらかと言えば上がっていない	期待されている事業である。
		0	④成果が上がっていない	

	一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
		1、拡充する	80点以上	79	
		2、現状維持	60~79点	79	
		3、改善・効率化し継続	50~59点	評価点に	隣保館デイサービス事業は、住民福祉の向上に
	-/	4、見直しの上縮小する	40~49点	よる判定	寄与する事業であるとともに、人権啓発にもつなが
		5、終期設定し終了	30~39点		る重要な事業である。
		6、休止	20~29点	2	
L		7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明·意見					
	1、拡充する	本事業においては、地域住民の福祉の向上を図るため、同和地区住民及びその周辺地域の住民の生活上又はグループ活動等に必要な助言、指導					
	2、現状維持	を行う福祉推進員の設置を行うとともに、料理や運動など住民福祉の増進のための各種教室事業の実施を行っている。福祉推進員は、生活相談員と同様に地域住民にとって身近な存在としてその果たすべき役割は重要であるとともに、福祉の増進や人権意識の向上等に寄与する本事業の意義は高いと					
	3、改善・効率化し継続						
	4、見直しの上縮小する	言える。成果指標を見るに、各年度の各種教室の開催回数にもよるのであ ろうが、参加人数は平成28年度に減少し、平成29年度には増加に転じたも のの、平成26・27年度の数値までには及んでいない状態にある。参加者の 固定化が引き続き課題に挙げられているが、高齢者が増加している状況に					
	5、終期設定し終了						
	6、休止	あるなかで、事業の周知方法にも工夫を凝らすとともに、より広く、多くの方々が参加する魅力ある事業となるよう、町民ニーズを的確に把握しなが					
	7、廃止	ら、既存事業の見直しや新たな事業の発掘について検討を行い、より効率 的・効果的な事業実施を行っていただきたい。					

7 課題及び今後の方向性

<u>/ IMICAO / </u>	<u> </u>
課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所
	高齢化が進み、事業への参加者が固定化されつつある。今後は、事業運営について住民の意見を随時取り入れていく必要がある。また、職員の資質向上と連携を図ることが一層求められる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか
	職員の資質向上と各関係機関と連携を図るとともに、参加者同士の声掛けを含めた地域住民への周知を通じ、より多くの方の参加を促していく。